（様式第２号）

営業所技術者等の兼務に関する誓約事項

　技術者の専任配置の特例要件について、以下の事項について誓約します。

1)技術者専任配置が必要な工事又は3)技術者専任配置が不要（　2）の場合以外）の場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 兼務の要件 | | 1)ﾁｪｯｸ | 3)ﾁｪｯｸ |
| １ | 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である。 | □ | □ |
| ２ | 兼務する工事現場の数は１以下である。 | □ | □ |
| ３ | 建設工事の請負代金の額が１億円未満（建築一式：２億円未満）である。 | □ | － |
| ４ | 営業所と工事現場間の距離が、営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ営業所から工事現場の移動時間が片道２時間以内である。  （移動時間　　　　　） | □ | □ |
| ５ | 自社が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えない。 | □ | □ |
| ６ | 連絡員を工事現場及び営業所に配置する。  土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務経験を有している。 | □ | □ |
| ７ | 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。 | □ | □ |
| 具体的措置 | □ | □ |
| ８ | 人員の配置計画書を作成し、工事現場に備え置く。 | □ | □ |
| ９ | 主任技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器を設置し、通信可能な環境を確保する。 | □ | □ |
| 10 | 具体的内容 | □ | □ |
| 11 | 営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある。 | □ | □ |

※すべての要件を満たしている必要がある。

※詳細は長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルによる。

2)技術者専任配置が不要な工事（営業所と工事現場が近接）の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 兼務の要件 | | 2)ﾁｪｯｸ |
| １ | 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である。 | □ |
| ２ | 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接している。（工事現場及び所属営業所が長野市内又は所属営業所から工事現場までの移動時間がおおむね１時間程度）  （移動時間　　　　　） | □ |
| ３ | 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制である。 | □ |
| 連絡体制 |  |
| ４ | 営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある。 | □ |

※すべての要件を満たしている必要がある。

※詳細は長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルによる。